

■■受験対策ミニ講座 16号■■

秋から始まったメールマガジン受験対策ミニ講座も、今年最後の号となりました。生活のリズムが変わる年末年始は体調を崩さぬように、気分転換も上手に取り入れながら、国家試験までの日々を有効に使ってください。

今回の科目は「児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度」。長い科目名ですが、要するに児童福祉論。市民の誰もが知っておくべき内容が多く含まれている重要な科目です。

第16問〈児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度〉—————

〔28回139〕児童虐待の防止等に関する法律に関する次の記述のうち正しいものを一つ選べ。

- 1 学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に職務上関係のある者には、児童虐待の早期発見の努力義務が課せられている。
- 2 偶然通りかかった見知らぬ男性が、児童に対して暴力をふるってケガをさせる行為は児童虐待に当たる。
- 3 児童相談所長は、児童虐待を受けた児童の意に反して一時保護を行うことはできない。
- 4 児童虐待を行った保護者が接近禁止命令に違反しても、罰則を科せられることはない。
- 5 児童虐待を疑った医師が、児童虐待の通告をする場合には、当該児童の保護者の同意を得るものとされている。

■Plus Column

【「子どもの権利条約」が改正児童福祉法の理念に！】

かつて“子ども”でなかった人はいません。どんな子ども時代を過ごしたかということが、人の一生を大きく左右することを考えれば、「児童福祉」は福祉の出発点と言えます。

日本の「児童憲章」は、昭和26（1951）年の5月5日・子どもの日に発表されました。前文の「児童は人として尊ばれる、児童は社会の一員として重んぜられる」の言葉は、戦後の焼け跡に「浮浪児」が溢れていた時代に、いち早く「子どもの人権」に言及したものとして、国際的にも高く評価されました。

それから38年の時を経て、1989年国連総会で採択された「子どもの権利条約」（政府訳：児童の権利に関する条約）は、「子どものBest Interest 最善の利益」を考慮すべきとし、さらに子どもは「保護の対象」であるだけでなく、「権利を行使する主体」であるとする画期的な「子ども観」を示しました。日本政府の批准は1994年でした。

国内の児童福祉に関する最も基本的な法律である「児童福祉法」は、昭和22（1947）年に制定され何度も改正が重ねられてきましたが、2016年の改正で初めて理念に関する部分に手がつけられて、「子どもの権利条約」の精神が盛り込まれました。

「改正・児童福祉法」～「第1条全て児童は児童の権利に関する条約にのっとり」、「第2条社会のあらゆる分野において、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されるよう努めること」・・・条約批准から22年を経て、児童福祉法に「子どもの最善の利益」「意見表明権」という文言が盛り込まれたことは、今年の10大ニュースに数えたい大きな出来事です。ぜひ、記憶にとどめておいて下さい。

みなさま、今年一年、本当にご苦労様でした。来年を良い年にしましょう。

〔28回139〕の正解と解説—————

児童・高齢・障害者虐待防止三法は関連付けて、虐待の定義、通告先などを理解しておきましょう。

1〇

学校の教職員、児童福祉施設の職員、医師、保健師、弁護士その他の児童の福祉に職務上関係のある者には、児童虐待の早期発見の努力義務が課せられている。

児童虐待の通告義務はすべての国民にあり、専門職には早期発見の努力義務が課せられています。

2×

偶然通りかかった見知らぬ男性が、児童に対して暴力をふるってケガをさせる行為は児童虐待に当たる。

児童虐待防止法の規定は保護者による行為です。それ以外は刑法上の傷害罪に当たります。

3×

児童相談所長は、児童虐待を受けた児童の意に反して一時保護を行うことはできない。

児童相談所長は、必要があると認める時は児童の一時保護を行うことができます。

4×

児童虐待を行った保護者が接近禁止命令に違反しても、罰則を科せられることはない。

接近禁止命令の違反には、1年以下の懲役または100万円以下の罰則が設けられています。

5×

児童虐待を疑った医師が、児童虐待の通告をする場合には、当該児童の保護者の同意を得るものとされている。

児童虐待の通告にあたって保護者の同意を得る必要はありません。

※掲載内容の転載・再配布はご遠慮ください。

※メール内容に対する個別の対応は行っておりません。

〒105-0013 東京都港区浜松町 2-7-19KDX 浜松町ビル 6F

Copyright2016 YoseijoNewsplus